

負担分として25万6,000円を増額いたすものでございます。次ページの支出においても、第1款資本的支出に長井ダム使用権負担金として79万2,000円を追加し、支出総額を6億8,080万8,000円といたすものでございます。

第4条につきましては、水道水源開発施設整備事業債の限度額を860万円に改めるものでございます。

次ページの実施計画については、ただいま申し上げました内容のとおりでございますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、水道事業会計補正予算第2号の概要でございます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

## 平成18年度長井市各会計補正予算案に関する総括質疑

+

○**渋谷佐輔委員長** 概要の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ここで、総括質疑の発言通告がありますので、順次ご指名いたします。

### 蒲生吉夫委員の総括質疑

○**渋谷佐輔委員長** 順位1番、議席番号17番、蒲生吉夫委員。

○**17番 蒲生吉夫委員** おはようございます。

先に、委員長の許可をいただきまして、こういう黄色いパンフレットを全員にお渡ししているようでございますので、きょうの質問の中身は農業関係だけで2点になっておりますが、2番目の方の質疑をするために、1番目の方で基本的な現在の農業の状況がわかるように質問す

ると、こういうふうになります。私、きょう持ってきているのは、長井の統計、農業センサス2000年のやつなんですね。それと長井のあらまし平成17年のもの、それと山形県のエコエリア構想って出されておりますね。その関係する資料を持ってきておりまして、もう一つは、この施策を平成19年度から進めるに当たって、座談会などを持ったときの農林課の方からいただいた資料などを持ってきております。

そこで、最初にそれぞれの数字をお聞かせいただきたいと思いますけれども、長井市における農業と農家所得の現状と課題についてということで、農業就業人口の高齢化についてということでありまして、私たちが持っている数字というのは、さっき言いましたように、長井の統計ナンバー90の2000年世界農業センサス結果報告書というふうにして、企画調整課で2002年の4月に発行したやつが一番新しい資料だと思うんです。5年に1回の調査ですから、昨年調査をしたようですが、その報告書がまだ出てなくて、来年にならないと出ないということで、かなり古い資料になるわけでありまして、直近の新しい部分における数字を農林課長の方にいただきたいなというふうに思います。

山形県の方については、私、持っております。県全体のやつについてはですね。平成2年から平成17年まで見ていくと、7万1,000戸あった農家から4万9,000戸に減っている、農家戸数が。あと、5ヘクタール以上の大規模農家がふえているという結果が出ておりますけれども、長井市の現状について、まず農林課長にお聞かせ願いたいと思います。

○**渋谷佐輔委員長** 梅津和士農林課長。

○**梅津和士農林課長** 蒲生吉夫委員のご質問にお答えいたします。

まず、私が今回提示させていただきます資料につきましては、先ほど蒲生委員がおっしゃいました2000年の農業センサスと、2005年、平成

+

17年版ですけども、の速報値というのが入っておりますので、その比較で説明させていただきたいというふうに思います。

まず、農業就業人口でございますが、この比較につきましては、主に自営農業に従事した数ということで、基幹的農業従事者の男女計ということで比較をさせていただきたいというふうに思います。平成12年、2000年の農業センサスでは1,258人でございます。これ、済みません、長井市の統計でございます。平成17年の調査でございますが、1,218人で、40人のマイナスになります。

その中で、委員のご指摘のように、高齢化率がどんどん進行しているのではないかというようなことでございますが、65歳以上の高齢者の割合につきましては、平成12年が634人、平成17年が688人ということで、増加しております。これを率に直しますと、高齢者率でございますが、平成12年では50.397%でございます。それが平成17年には56.486%と、約6ポイント上昇しているというようなことでございます。

その中で特徴的なことにつきましては、75歳以上の農業に従事していらっしゃる人の数字が大きく伸びているというようなことでございます。ちなみに平成12年につきましては106名、それが平成17年につきましては193名というふうに大きく伸びているというのが特徴的なことではないかというふうに思います。以上です。

○17番 蒲生吉夫委員 県の方の調べによると、昭和60年のところというのは高齢化率が20.8%というふうになってるんですね。60年度ですから、20年前。それが平成17年度になると56.7%というふうになるんですね。約3倍に近い数字になっていて。それと、17年度を比較しますと、長井市の農業就業者数の中の高齢化率はやっぱり56.48ということですから、県の平均にほぼ近い数字だというふうに思います。

次に、農業算出額についてお聞かせ願いたい

わけですが、これも県内の農業算出額のピークというのは昭和60年らしいんですね。ここを比較してるんです。3,358億円。大きい数字ですね。これは17年じゃなくて平成16年で見ておりますが、2,140億円です。約1,000億円が減少しておりますね。すごい数字だなというふうに思いますけれども。米の値段のピークとは多分一致しないんでないかという気がするんですが、わかりません。

長井で見た場合に、今度は長井のあらましの中の31ページにこれ書いてあるんですね。平成15年度まで粗生産額から書いております。これはセンサスの中で出てきたやつではもちろんないので、東北農政局の統計の方で調査したやつですが、これの16、17というのがあるんでないかというふうに思うんですが、その部分についてお聞かせください。

○渋谷佐輔委員長 蒲生委員に申し上げます。会議規則第107条では、委員はすべて委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。お含みおきます。

梅津和士農林課長。

○梅津和士農林課長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたしたいと思います。

長井のあらまし17年度版では、31ページですけども、確かに平成15年までの算出額が記載されています。長井の分だけでいいますと、16年につきましては、農業粗生産額が50億5,000万円、所得率が39.6%、農家1戸当たり農業生産額が268万5,000円、耕地10アール当たり農業生産額が15万7,000円という数字が16年の数字でございます。

17年の数字につきましては、先ほど蒲生委員がおっしゃったように、県の数字はあるようでございますけども、市の数字はまだ入手できておりません。以上でございます。

○渋谷佐輔委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 わかりました。15年度

から16年度にかけては結構大きく下がってるわけですね。この数字でいくと、余り動いてないんですね、全体的に。平成6年から少しずつ下がってきているという形で、14年度まではずっと粗生産額が下がってきてるんですね。15年度は上がっていて、そこだけ上がっていて、16年度はまた下がっているということですが、12年度というのは冷害の年だったんだと思うんですね。それでも下がってないんですけども、これは何か補てんするものがあつた、ほかに、たしかそうだったと思うんですが、ここは大きくは変わってなくて、16年度が下がってるというのはまた気になる場所ですね。15年度と比較すると。その意味では、10アール当たりの生産額はほとんど変わらないわけですが、1戸平均も差が出始めているというかな、1戸当たりの農業生産額が下がっているという、下げの傾向に行ってるというふうな見方をしてよろしいんでしょうか、そこは。

+ ○**渋谷佐輔委員長** 梅津和士農林課長。

○**梅津和士農林課長** お答え申し上げます。

この数値につきましては、今、蒲生委員がおっしゃられるように、少しずつ農業生産額が下がっているというふうに、ここ、読み取れるのだと思います。ただ、平成15年につきましては、冷害があつたために、逆に米の値段が高騰いたしましたして、その結果、高い値段で米価が取引になったというふうなことによるものでございます。

ちなみに、統計情報センターのデータではないのですが、長井市と置賜の管内をちょっと比較してみますと、非公式なデータでございますけれども、農家1戸当たりの算出額や耕地面積10アール当たりの算出額については、置賜平均を若干下回っております、長井市の場合。が、農業専従者の1人当たりの農業所得につきましては、置賜平均を若干であります上回っているというような現状でございます。以上でござ

います。

○**渋谷佐輔委員長** 17番、蒲生吉夫委員。

○**17番 蒲生吉夫委員** 農業委員会事務局長にお聞かせ願いたいと思います。認定農業者と利用集積面積の現状についてということで、これも私が持っているのは、平成12年までのものしか持ってないんですね。長井のあらましにもそこまでしか書いてないんです。これはいわゆる農業センサスを調査した、それをそのまま5年間使うからこういうふうになるんだと思いますけれども、それ以降の部分について、一番新しいところをお聞かせ願いたいというふうに思います。

○**渋谷佐輔委員長** 遠藤正明農業委員会事務局長。

○**遠藤正明農業委員会事務局長** お答えいたします。

長井市における認定農業者の状況でございますが、認定農業者につきましては、農業を職業として選択していこうとする意欲のある農業者の経営改善計画を認定いたしまして、支援を行っていく制度でございます。計画期間につきましては5年でありまして、再認定も認めているというようなことであります。

市内認定農業者総数でございますが、平成17年度末現在では172でございます。内訳は、個人経営162、うち2名については農業後継者と親との共同申請というようなことでありますので、経営体といたしましては160でございます。そのほか法人経営10がありまして、合計で172というようなことでございます。個人経営の平均年齢でございますが、49.7歳でございます。

続きまして、認定農業者の経営面積でございますが、1,170ヘクタールになっております。内訳は、自己所有地576ヘクタール、借入地383ヘクタール、農作業受託が210ヘクタールでございます。自己所有地と借入地を合わせた平均経営面積につきましては、5.6ヘクタールになっているところであります。

農用地の集積面積でございますが、長井市内の経営体の農地面積合計は2,817ヘクタールでございます。それを分母にいたしますと41.5%でございます。過去5年間の変動でございますが、認定農業者につきましては31人ふえております。21%増というようなことでありまして、農用地集積率につきましては15.5%ふえているというような状況になっているところでございます。以上でございます。

○**渋谷佐輔委員長** 17番、蒲生吉夫委員。

○**17番 蒲生吉夫委員** この数字の中で、第一種兼業農家と第二種兼業農家のところの一番新しいところ、17年度でわかればお聞かせください。

○**渋谷佐輔委員長** 遠藤正明農業委員会事務局長。

○**遠藤正明農業委員会事務局長** お答えいたします。

総農家数につきましては、1,629戸というようなことでセンサスには出ております。この内訳は、自給農家も含めた農家数というようなことになっておりまして、専業農家、平成17年度の状況であります。128戸、第一種兼業農家277戸、第二種兼業農家861戸でございます。残りが第三種といいますが、そういった農家になるかと思えます。内訳といたしましては、専業農家率が7.9%、第一種兼業17.0%、第二種兼業52.9%というようなことになっているところでございます。

○**渋谷佐輔委員長** 17番、蒲生吉夫委員。

○**17番 蒲生吉夫委員** 農業を主としてやっている方の農家は余り減ってなくて、農業を従としてやっている農家は急激に減っていると、こういう結果の報告だろうというふうに思います。私らは5年前のセンサスしかわからなくて、新しいところを聞いていくと、やっぱり農地の集積などもかなり進んでいるんだなというふうに思います。

数字をお聞きするのはここままで、あとは2

番目の品目横断的農業安定対策の導入についてをお聞きいたしますが、ここの部分というのは、先ほど黄色いパンフレットを渡していただきましたが、3つの新しい施策が来年度から始まるわけですね。平成19年度から米の生産調整支援の見直しと、ここの部分は品目横断的安定対策とは表裏一体の関係だというふうには呼ばれておりますし、農地・水・環境保全向上対策については、こっちは車の両輪だというふうには呼ばれているわけでありましてけれども、そういう施策を進めるに当たって、地域で座談会などを持って説明をしておられるようではございますけれども、この施策はやっぱり大改革だという認識はなかなか持ちにくい部分があるんでないかなというふうに思うんですね。これまでも同じような補助金があったし。ただ、大きく違うのは、農地・水・環境保全向上対策の部分だというふうに思います。ここの部分は農家、非農家ともにかかわる部分なんですね。ですから、非農家である私ら、まだまだ認識が薄いんだと思います。しかし、かかわってくる問題だというふうに思うんですね。

そこで、この3つの大きな施策を農林課長から、せっかく資料を出しておいていただいておりますから、ざっとご説明をお願いしたいなというふうに思います。

○**渋谷佐輔委員長** 梅津和士農林課長。

○**梅津和士農林課長** それでは、私の方から、この要綱にちょっと沿った形でご説明させていただきますというふうに思います。

まず、今、蒲生委員からありましたように、表裏一体と、車の両輪というのは、まず1ページの表紙の要点という赤い字で大きく書いてあります。その下の5行くらいのところに要点として今回のをまとめられております。今、大改革だというふうなことがありましたけれども、農林水産省としては、農地改革以来の大改革というふうに位置づけておりまして、この要点、表

紙の4行目にもありますように、今までの価格政策から所得政策への転換なんだというふうに位置づけております。

それで、3つの柱が中にあるわけですが、一つ一つを一言ではなかなか言いあわせないのですが、ポイント的に言いますと、同じ表紙の一番下の黒い四角印の3つにおおむね集約されるのではないかなというふうに思っております。地域の担い手をだれにするのか、地域の農業をどうしていくのか、地域の農用地や農道、用排水路の管理をどうするのかというのがおのおの3つの柱のポイントなのではないかなというふうに私は思っております。

少し中を説明させていただきますと、開いていただきたいと思えます。見開きでA4判が3つ開く形になっておりますけれども、右側を開かないでいただきますと、品目横断的経営安定対策のポイントが全部見えてきます。右側を開かないで、支援の内容というのと一緒にごらんいただきたいというふうに思えます。

今回の品目横断的経営安定対策のポイントは、ここの左側に書いてありますように、4ヘクタール以上の認定農業者または20ヘクタール以上の一定の条件を備える集落営農組織のいずれかが担い手の支援の対象というふうになっております。その下には、全国各地いろいろな地域がございますので、特例が赤枠で3つ囲まれているというふうに思えます。長井でも中央地区と致芳地区においては、地区で一本で申請しております。ほかの西根、平野、伊佐沢、豊田につきましては、各地域集落ごとにこの面積が違っているようになっております。詳しいことにつきましては後でご説明させていただきたいというふうに思えます。

続きまして、間を開いていただきますと、真ん中の米の生産調整の見直しのポイントというのがございます。これにつきましては、16年から18年までの現行というふうな制度があるわけ

でございますけれども、これを来年から、19年から3年間、右の四角で囲まれてありますように、担い手と担い手以外に制度を分けていくのですよと、簡単に言いますとそういう制度になります。担い手と担い手以外の区別というのは、右側の支援対象にまた戻ってくるわけでございます。

さらに、一番右の農地・水・環境保全向上対策につきましては、先ほど蒲生委員がおっしゃいましたように、上の灰色の四角の中の①でございますけれども、農地・農業用水等の農業資源について、地域ぐるみで支援をする対策なんですというようなことでございます。

若干補足させていただきますと、下の図でございますが、下の図については、一番下に書いてあります共同活動という緑の字でございますが、これにつきましては先ほど申し上げました地域ぐるみの支援策。2階建て部分と通称言ってますけれども、上のオレンジ色の部分、営農活動の支援というのは、これはまたプラスアルファした支援ということで、農業者の支援、先進的な営農活動と書いてありますけれども、その支援というふうに分かれているものでございます。

簡単に申し上げますと、以上なことが大きな今回の、19年度からの改革のポイントになります。以上でございます。

○**渋谷佐輔委員長** 17番、蒲生吉夫委員。

○**17番 蒲生吉夫委員** ありがとうございます。

1の項で耕作放棄地について質問しなかったんですけども、ここの部分は、私、見落としただけですけど、この前配布された「広報ながい」で書いてあったんですね。9月15日発行の「広報ながい」に書いてありましたので、改めて聞かなかったわけで、2番目の方に移ったというふうになります。

最初に、今の農地・水・環境保全向上対策事業についてのところになるわけですが、ここが

いわゆる非農家の人たちとも一緒にかかわってくる部分というふうになるわけですね。この説明会をやって、その後、いわゆる来年の春までには決着をつけなければならない問題だと思っ  
たんです。説明会は1回やったのか、どうい  
う人を集めてやったのかわかりませんが、聞いた  
人がどういふふうにとらえているのかなという  
のがまず一つあるんだと思います。その点やっ  
ぱり、今、稲刈り前ですから、今、この動きは  
全くないんだと思いますが、稲刈り終われば、  
急いでこの準備をしなければいけないと思  
いますね。これはだれが代表で地域で担ってい  
けば一番都合がいいのか、そういうところ、説  
明会に行って、まず感じているところがあつた  
ら、お聞かせ願いたいなというふうに思います。

○**渋谷佐輔委員長** 梅津和士農林課長。

○**梅津和士農林課長** ただいまのご質問について  
お答え申し上げます。

農地・水・環境保全向上対策につきましては、  
地域ぐるみというふうなことで、2階建て部分  
があるわけでございますけれども、主に緑の共同  
活動への支援ということを中心に今回ご説明さ  
せていただきたいというふうに思います。

この共同活動の支援につきましては、我々に  
正式に説明会がありましたのが今年の6月1日  
でございます。それまでは、昨年10月からこ  
の大綱が出まして、座談会を長井市では12月  
10日に、関係機関、市、市農業委員会、土地改  
良区、JA、共済組合等々が集まりまして、プ  
ロジェクトを立ち上げてございます。

その中で、各集落、最初に農業者団体の集落  
への説明ということで、実行組合や営農組織を  
中心とした団体に12月14日から連続的に入っ  
てきました。今まで、先ほど蒲生委員がおっしゃ  
いました説明会ですけども、まず、12月から3  
月までを説明会の第1期というふうにいたしま  
して、集落には必ず一度、大字から小字、それ  
から農業団体ごとの説明会等、いろんな説明会

をこなしてきております。まず、私の県への報  
告については、90%以上の農業者、農業者団体  
には今までに周知になったものというふうに思  
っております。

6月が一つのポイントだったわけございま  
すけども、この6月の説明会で、農地・水の方  
については大きな動きがありました。それまで  
19年から順次、この政策、5年施策ございま  
すので、23年までの間に地域の取り組む環境が  
整ったところから申請してくださいというふう  
な説明を受けてましたので、12月からの説明は  
それをもとに説明しておりました。ところが、  
国の方の都合でといいますか、19年一斉スタ  
ートというふうなことでございまして、今年度  
中に申請をしないと、後はその地域は取り組  
むことができないというふうな説明を受けま  
して、また説明をし直したというふうな経過  
がございます。それにつきましては市長にも報  
告をしているところでございます。

ただ、私の感じといたしましては、意向調  
査をいたしましたところ、7月中に第1次の集  
約がなされております。それによりまして、市  
内の13地域、この地域についてはいろんなく  
り方がございますので細かくは説明しませ  
んけども、例えば伊佐沢一本、一地域とか、  
西根は大字単位などのように、13地域から  
申請がございまして、総面積が田畑合計で  
2,669.4ヘクタールという面積になりました。  
この面積につきましては、統計上、長井市の  
農用地面積が、最新の情報ですけども、  
3,216ヘクタールでございますので、集積  
率といいますか、申請率が83%という高  
い率になっております。

それからもう一つ、蒲生委員からのご質問  
あった代表者でございますが、これにつ  
きましては、その地域が抱えている問題等  
にどのように取り組むかということを各  
地区で、各地域で話ししていただきました  
ので、大きく言いますと、地区長さん、  
区長さん方が代表者になられてい

+

らっしゃるところもございますし、実行組合長さんが代表者になられていらっしゃるところもございます。また、JAの担当役員が代表者になられていらっしゃるところもございます。以上でございます。

○**渋谷佐輔委員長** 17番、蒲生吉夫委員。

○**17番 蒲生吉夫委員** 説明会も最初の説明と違って、6月の説明でもう1回動きがあったということですが、具体的なこととして言えば、いわゆる10アール当たり4,400円ですね。国が半分、2分の1、県が4分の1、市が4分の1。今、総面積の83%が既にそういう意向があるということですが、長井市内の総面積を4,400円で掛けた場合というのはどれぐらいになるのか。その4分の1が市で持つようになるわけですから、それはどういうものでしょう。

○**渋谷佐輔委員長** 梅津和士農林課長。

○**梅津和士農林課長** お答え申し上げます。

先ほど私が申し上げましたように、今現在の農用地の総面積につきましては、データ上、3,216ヘクタール、田畑計でございますが、なっております。それに長井市の、今、蒲生委員がおっしゃられました持ち出し分と申しますか、4分の1の1,100円分を単純に掛けますと、3,537万円ほどになるのだというふうに思います。

これにつきましては、今、蒲生委員がおっしゃいました1,100円分というのは直接記載されてないわけですが、委員の皆さんには、このパンフレットの農地・水・環境保全向上対策の一番右下でございますが、ここににつきまして、共同活動への支援単価が2,200円、10アール当たり、水田というふうになってございます。これが国の支援策でございます。国は同等の支援を地方自治体に求めてきております。同等というのは、県、市町村合わせて2,200円ですよというふうな国の考えでございます。その半分を県、2分の1を市町村というふうなことで、

山形県はそういうふうに取り組みたいという意向ということで、今、蒲生委員がおっしゃいました1,100円という数字が出てきたわけでございます。以上でございます。

○**渋谷佐輔委員長** 17番、蒲生吉夫委員。

○**17番 蒲生吉夫委員** そのこと、いきなりそれではわからないわけで、国、県、市町村の負担の部分というのは、この座談会の資料の中にあるので、これで動いてるわけですね。そこを確認したいんですが。

○**渋谷佐輔委員長** 梅津和士農林課長。

○**梅津和士農林課長** 申しわけございません。蒲生委員と私しか持っていないと思うんですが、農地・水・環境保全向上対策の説明会、6月1日に変更になりましたので、それから集中的に説明会を開いたわけでございますけども、その中では、その単価、国2,200円、県1,100円、市町村1,100円という単価設定で、各地域に説明会をしております。以上でございます。

○**渋谷佐輔委員長** 17番、蒲生吉夫委員。

○**17番 蒲生吉夫委員** これにはまだ決定しているものではないというふうが一番下書いているわけですが、この座談会やってからしばらくたつわけで、この前、県のこういうところを担当している農政企画調整課長と申しましたが、の人の話を聞く機会があって、いわゆる市町村の市の方の持ち出し分については、質問の中であったんですけども、何か国の方でそれに対して市町村に支援するようなものはないのかというのについて、あんまりちゃんと言わなかったんですけども、その後、何か動きあったんですか。ないですか。

○**渋谷佐輔委員長** 梅津和士農林課長。

○**梅津和士農林課長** お答え申し上げます。

今、蒲生委員がおっしゃいました県の課長さん、農政企画課の清水課長さんだと思いますが、県の対応につきましては、ことしの4月に農林水産部の機構を一部改編しまして、経営所得安

定対策課という専門の課をつくっております。その課の人が中心になって県内で取り組んでいるわけでございます。

ご質問の内容でございますが、これにつきましては、農林水産省の方で、我々の説明会においては、県の対応といたしまして何らかの地方財政支援措置を出してほしいというようなことが、県内各地のみならず、目黒市長も出席されました東北市長会からの要望事項でも、国に対して直接要請書が決議になっているというふうに聞いておりますし、また、この対策の普及のために、農林水産省、本省からも直接目黒市長の方にのみならずですが、県内各首長さんに回られて、この対策をぜひ進めてほしいという要請が何度か来ておりました。私もそこに同席する機会があったのでございますけども、やはり地方財政措置が最大のポイントでございまして、目黒市長の方も、地方財政措置は何とかならないのかというふうな直接の要望をしていらっしやいました。我々、説明会のときに、県からの話がありましたのは、やはり農林水産省としては、要望はしていますが、これは決めるのは財務省といいますか、総務省ですか、なわけで、特別地方交付税で地方財政措置をしてほしいというふうな要望は出していますが、決定ではありませんというふうな回答を得ているところでございます。以上でございます。

○**渋谷佐輔委員長** 17番、蒲生吉夫委員。

○**17番 蒲生吉夫委員** 特別地方交付税で措置されれば一番いいわけですが、いずれこの部分は、私はやっていくしかないんだと思いますね。具体的に見ていきますと、自分の住んでる地域で考えていくと一番よくわかるので、私のところは134世帯あるんです。すると、大字単位ごとにやっていくと134世帯でこの事業をしていくというふうになるんだと思いますが、面積がこの資料によると134.6ヘクタールですね。すると、これで計算していくと、補助金が592

万2,000円となります。これの5年間ですね。約3,000万円ぐらいになるんですね。全部事業をやっていけば。これぐらいの額というのは、集落で動く金というのは今までないんですよ。多分事務作業なんかもこういう事業の中で、要綱をこまく見ていくと、事務作業なんかも、パソコンも買えるし、デジカメも買えるしね、要するに事務作業一切のところは、主要な器具、機器については買えるような要綱だと思いますね。その意味では、事務量が膨大にあるんだと思います、これを見ていくと。すると、膨大な事務量は片手間ではとても私はこなせるものではないのかなというふうに思うんですね。西根では一番小さい集落ですね。寺泉はその倍ぐらいありますし、その意味では、例えば専門に事務作業をする職員の雇い上げみたいな形もここで、この事業の中でとれるようになりますか。そこはどうでしょう。

○**渋谷佐輔委員長** 梅津和士農林課長。

○**梅津和士農林課長** お答え申し上げます。

今、蒲生委員がご指摘のような膨大な事務量になると考えられます。実際、私たちもしたことはないのですが、やはり要綱から見ますと、いろんな項目に携わらなければならないというふうになっております。

例えば、このパンフレットには書き切れなくて書いていないのですが、一つの共同活動というふうなことの中に基礎部分と誘導部分というふうに、また2つに分かれております。基礎部分については必ずしなければならないもの、これがあります。誘導部分については、その地域地域で例えば30項目のうち6項目とか、6項目ってちょっと少なかったんですが、6割以上取り組まなければならないという大体大まかな決めがあるようでございます。それを見てもかなりの大きな事務量になるというふうなことでございまして、最近要綱がほぼ固まりつつあるわけでございますけども、雇い上げ賃金で対処

+

可能というふうな県の見解になっているようでございます。以上でございます。

○**渋谷佐輔委員長** 17番、蒲生吉夫委員。

○**17番 蒲生吉夫委員** ということは、説明会で話を聞いている方たちも、そういう認識を持っていますでしょうか。

○**渋谷佐輔委員長** 梅津和土農林課長。

○**梅津和土農林課長** 今回申請された13地域については、新しい資料が行ってますので、地域ではそのように認識なされているものと思っております。

○**渋谷佐輔委員長** 17番、蒲生吉夫委員。

○**17番 蒲生吉夫委員** そうであれば、新たな雇用を生み出すということになるんだと思えますね。そういう意味では重要な事業だというふうに私も思っております。話を聞いてみたら、やっぱりそういうことなんですね。私のところでは区長が代表になることにしたとか、あとは、水利組合というのはなかったかな、地区の方の代表としてはだれでもいいわけですが、区長がやるというのは、非農家であれば、やっぱり認識がうんと違うんでないかというふうに思いますが、だれでもいいわけで、集落づくりとしては、この事業はすごい重要な位置を占めるんでないかなというふうに思っているんです。その意味では、ぜひこの事業をしっかりと、今度冬場に入っていくための仕上げをしなきゃいけないわけですから、丁寧に指導を願いたいものだなというふうに思います。

その次の方に品目横断的安定対策の部分についても通告しておりますが、ここ、項目いろいろ書いてありますが、項目でなくて、まず内容みたいなものですから、この通告に沿っておりませんけれども、いわゆる認定農業者となっていくためには、4ヘクタール以上か、もしくは団体を構成して20ヘクタール以上耕作しなければならなくなるわけですがけれども、ここの部分というのはいずれ、そういう体制に乗らなけれ

ば、平成21年までに漸減しますし、それ以降はどうかかわからないということなのではないかなというふうに思うんですね。そこはどうかでしょうか。支援が全くなくなる。ここでは担い手と呼んでおりますね。19年度からの事業としては担い手というふうに呼んでいて、認定農業とか20ヘクタール以上の耕作をという部分を含めて言ってるわけですけども、これに乗れなかった部分が出てくるんだと思えますね。その場合にどういうふうな扱いになってくるでしょうか。

○**渋谷佐輔委員長** 梅津和土農林課長。

○**梅津和土農林課長** お答え申し上げます。

一番最初に申し上げましたように、黄色いパンフレットの一番頭のページですけども、地域の担い手をだれにするのか、地域の農業をどうしていくかということをお各農業者、農業者団体がみずから判断していただくというのが今回の、19年度からの事業の大きな変換点でございます。

そういう意味では、今、蒲生委員がおっしゃいましたように、ここの担い手として支援対象外の農業者についてはどうなるのだというふうな率直なご質問に対する簡単な答えは、そうですとしかないのでですけども、ただ、そうではなくて、やはり自分たちがどうやって今後農業を行っていくのだというふうなところを地域も含めて話し合っていたらききかけにしていきたい。

そして、品目横断的経営安定対策というのは、認定農業者は4ヘクタール以上、確かにそうなりますけども、支援の内容につきまして、米を含めた4品目、そのほかの酪農とか果樹とか、そういう土地利用型の農業でない農業につきましては、今までどおりに農業で生計を営むことができるというふうなことがあるわけです。そういう意味から、選択幅が狭くなるというふうなことにとらえていっていいのかどうかというの、私、疑問ありますけども、さらに、最後の

方のご質問ですが、3年後にはどうなるのだというふうなことでございますが、3年後の農業政策は私もわかりませんが、今現在では廃止になります。制度がなくなりますので、受けられなくなるというふうな状況であるというふうに認識しております。以上です。

○**渋谷佐輔委員長** 17番、蒲生吉夫委員。

○**17番 蒲生吉夫委員** 委員長、何時ごろまでよかったですか。

○**渋谷佐輔委員長** 27分。

○**17番 蒲生吉夫委員** 27分ね。4品目、確かにそうだと思いますね。果樹だとか畜産だとかね、併用してやればもちろんいいと思います。長井市は少ないんです、やっぱり。水田中心なんですね。その意味では、県の方のエコエリア構想などにも書いてあったんですけども、要するに畜産をやって、堆肥もそこでできて、それを農地に還元していく山形県全体のエコエリア構想なわけだけでも、改めて今から畜産も始めろと言われてたって大儀なこと、逆に難しいんじゃないかなって、資源循環型のバイオマスを使ったやつだとか、バイオマスと呼んだ場合には木からつくったやつだとかね、バーク堆肥と呼ぶやつもその中に入るとは思いますけども、問題は、19年度からの施策は、やっぱり規模を拡大していく農業に徹底すると、こういう施策だというふうに私は理解するんです。しかし、日本の農業を支えてきたのは、私はやっぱり小規模経営の農家なんでないかなって、日本の農業と農作物の安全を支えてきたのは、逆に小規模経営の農業だというふうに私は思うんです。

その意味では、山形県で出しているエコエリア、環境保全型農業の取り組みを認証する認定の制度という、これも3つほど書いてあるんですね。ハードルが高くて、これ届かないというふうに課長が報告してました。だから、これを逆に緩めたいような話もしてましたね。なか

なか、認証制度はつくったけれども、それに届かない。そういうふうに認定にならない。こういう中で、やっぱり地域で生きていこうとすれば、規模拡大だけでなく、小規模農家があって、今、一種、二種の兼業の農家数についても農業委員会事務局長に報告いただいたわけですけども、その部分というのは結構重要な位置を私は占めているんでないかというふうに思うんですね。

これでいくと、私は離農する人がふえてくるんでないかというふうに思うんです。それともう一つは、耕作放棄地がふえてくるんでないかという。

きょう、市報に載ってた、農業委員会からの報告というふうにあって、9月15日のやつに、遊休農地の利活用というふうに書いてある部分がありますけども、これは耕作放棄地と同じ意味で使っているのかどうかですね。あと耕作絶対されないぞという部分を耕作放棄地と呼んでいて、遊休農地というのは、これからまた耕作をしていける可能性を持っている部分のことを言っているような気がするんですけども、その理解、私も不十分ですが、いずれそういう面的な部分が21年までにならなかった場合には、逆に離農する人や耕作放棄地としてなっていく部分がふえてくるではないかというふうに思うんですが、そこはいかがでしょうか。

○**渋谷佐輔委員長** 梅津和士農林課長。

○**梅津和士農林課長** ご質問にお答えしたいと思います。

まず最初、前段の方ですが、畜産農家との連携でございますが、16年から3年間の時限で、長井市でも土づくり活性化補助金というのをを出してまして、畜産農家の堆肥を農地に還元するというので、16年度の決算を見ていただくとわかりますが、193万円ほどをその散布組織に出しております。これにつきましては大変地域の農業者からは好評でございまして、1つの補

+

助の額は小さいわけですが、耕種農家と畜産農家の一つの連携のきっかけになればというふうに評価をしているところでございます。

それから、遊休化、それから小規模の離農につきましても、委員のお考えはそうなのかもしれませんが、私は、大規模農家と小規模農家、それぞれ役割分担があるのではないかなというふうに思います。今後確かに、先ほどの農業委員会事務局長の数字的なところでいいますと、4分の1ほどしか専業と第一種兼業の農家の数はないわけですが、大規模農家につきましても、作付や刈り取り、あと水田の耕起などにつきましても、拡大することは機械力のできるわけですが、そのほかの育苗や施肥や畦畔の除草や水管理などについてはやはり小まめに、小規模農家だけというわけにはいきませんが、全体で取り組むべきものではないかなと私は考えております。そういう意味からしても、切り捨てという考えじゃなくて、お互いに連携をとりながら進んでいかなければならないのかなと。先ほど一番最初に高齢化率の方を説明申し上げましたが、高齢化率がまた進むというふうに予想されるわけですが、やはり地域の農業、だれが担い手になるのだということをもたさらに原点に戻っていただければ、集落営農、それから認定農業者の農地の集積というのは進んでくるとは思いますが、この人たちは32年前から有機農業をやってきて、農業の中では一番後ろを歩いてきたというんですね。最近

は一番前を歩くようになったと。慶應義塾大学の教授である金子勝さんが取材したやつですね。すごいなと思ったのは、私は、ここ3年間で80人ぐらい都市から住みつき始めているというんですね。ここはやっぱりすごいなというふうに思いました。ぜひ農地や環境を守っていくような農業をきっかけに地域づくりができればありがたいなというふうに思います。

時間ですので、終わります。

### 町田義昭委員の総括質疑

○**渋谷佐輔委員長** 次に、順位2番、議席番号7番、町田義昭委員。

○**7番 町田義昭委員** おはようございます。先ほどから、きょうのコンディションは寒くもない、暑くもないということで、最高の質問ができるのかなと、そのように思っておったんですけども、いかんせん頭がさえないと、そんなふう感じて、今、困惑しているところでございます。私も還暦を迎えまして、老化現象の始まりかなと、そんなふうで、今、危惧しております。あわせまして、歯にがたがきまして、抜いておりますので、歯切れの悪い質問になるかと思っておりますが、耳を澄ませて聞いていただけて、よりよい答弁をいただきたいなど、そのように思っております。

通告に従って質問させていただきたいと思っております。

きょうは市長、財政課長、文化生涯学習課長、生涯スポーツ主幹というようなことをお願いしたいと思っておりますが、市長におかれましては、3月に十分に議論をやったということでもありますので、必要な場合は求めませんので、よろしくお願ひしたいと思います。必要があれば求めていきたいと、このように思います。

○**渋谷佐輔委員長** 蒲生委員、時間でございます。

○**17番 蒲生吉夫委員** 時間でございますので終わりますが、最後に一つだけ紹介しておきたいと思っております。高島町の星寛治さんという方、ご存じかと思っておりますが、たかはた共生塾の塾長さんになっている方ですね。この人たちは32年前から有機農業をやってきて、農業の中では一番後ろを歩いてきたというんですね。最近